

会員及び ST マーク使用許諾契約企業各位

一般社団法人 日本玩具協会

【通知】 発売後に本体玩具に追加される「音声等」の取扱いについて

最近、発売当初に内蔵されている「音声等」(ST 基準でカバーしている項目に係るもの)とは別に、発売後に、Web サイト (HP) や SD カードなどを介して「追加データ」を玩具に入力することにより、当該玩具に「音声等」を追加することが可能な玩具が増えています。

これら「発売後に、玩具に追加される音声等」の ST 検査の取扱い等について、ST 基準判定会議で検討し、下記のとおり対応することと致しましたのでお知らせします。

記

「発売後に、玩具に追加される音声等」について、ST 検査を受検することが可能なケース^(注)にあつては、極力、ST 検査を受検し ST マークを付すこととする。

(注) 例えば、追加音声等に係るデータが SD カードによって提供される場合にあつては、当該 SD カードについて ST 検査を受検することも可能。

なお、ST 検査の受検が難しい場合にあつては、これら玩具の製造業者は、ST マークに関して次の対応を行うこと。

- (1) 本体玩具の発売以降に、内蔵されている「音声等」のほかに「追加データに係る音声等」の提供が予期できる場合であつて、かつ、当該音声等に関し ST 検査の受検が難しいと考えられるときは、予め、「追加データに係る音声等は、玩具本体の ST マークの対象ではない」旨を本体玩具の表示に明記しておくこと。
- (2) 追加「データ」を提供する HP 等において、当該データのインストール指示の中で、「追加されるデータに係る音声等は、本体玩具の ST マークの対象ではない」旨の条件を明記し、利用者からその承認を得ること。
- (3) 本体玩具 (又は、それと密接な関係の別の玩具) の ST 検査申請にあつては、「追加データに係る「音声等」(ST 基準でカバーしている項目に係るもの) は、ST 基準に適合したものである旨の陳述」を日本玩具協会に提出すること。
(陳述書の提出対象の商品の数が多いときは、陳述書は、商品等をシリーズ毎に分類するなど整理して提出するものとする。)

(参考) 上記に類する取扱いとして、「スマートフォンと連動する機能を有する玩具」の記5がある。

スマートフォンと連動する機能を有する玩具の ST 検査受入について
(平成 26 年 11 月 28 日付通知)

記

5. 追加アプリの取扱い

「スマホ連動玩具」の発売後、新たに当該玩具に係る「アプリ」を追加する場合は、製造業者は、追加「アプリ」のインストール指示の中で、「本件アプリは ST マークの対象ではない」旨の条件を明記し、利用者からその承認を得るものとする。